

令和３年７月（第７回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年7月12日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1 番	荒川 忠一（筆頭代理）	2 番	齊藤 保（次席代理）
3 番	内田 一正	4 番	松野 隆
5 番	富嶋 雄治	6 番	渡邊 久則
7 番	松本 功	8 番	上村 直嗣
9 番	中村 光博	11 番	渡邊 義幸
12 番	坂田 俊明	13 番	坂田 成喜
14 番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

10 番 中川 恭一

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	令和3年 第8回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	奥村 敬介
主 事	上村 洸二		

7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和3年第7回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、10番中川恭一委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番富嶋雄治委員、11番渡邊義幸委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

7月1日に富永推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

本件は親子間で生前贈与を行うものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、大型の機械は所有されておりませんが、花きの栽培を行うのに大型の機械は必要ないため、問題ありません。

主に生産される作物は花きで、申請地にも花きを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数24年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、2,886㎡ですが、草花等の栽培が集約的に行われる場合は経営面積の特例要件がありますので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましても、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

7月1日に富永推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

本件は親子間で生前贈与を行うものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、大型の機械は所有されておりませんが、花きの栽培を行うのに大型の機械は必要ないため、問題ありません。

主に生産される作物は花きで、申請地にも花きを作付するとの事です。農作業の従事につきましては、本人が経験年数24年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、5,108㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

番号3番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告いたします。

7月4日に坂上推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン等所有されており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、オリーブで、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数45年、年間200日、妻が経験年数35年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、11,955㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々周囲に農地を保有されておりますし、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号４番につきましては、１１番渡邊義幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(１１番委員)

調査報告いたします。

６月３０日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、バケットローダー等を所有されており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、スイカ、ゴーヤ等で、申請地にはイチゴを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数５５年、年間３００日、妻が経験年数４０年、年間２５０日、長男が経験年数８年、年間２８０日、長男の妻が経験年数５年、年間２００日となっております。

取得後の農地の面積については、４０，２４７㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号４番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

続きまして、使用貸借権設定の部でございます。番号１番につきましては、

井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

（井川推進委員）

調査報告いたします。

7月8日に借人に聞き取り調査を行いました。

貸人は、経営移譲年金を受給しており、今回、資材置き場として一時転用していた農地を、再度息子である借人に20年間の契約で農地の貸付を行うものです。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン等所有されており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、大豆、キウイで、申請地には大豆を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間300日、妻が経験年数20年、年間150日となっております。取得後の農地の面積については、68,710.07㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

（議長）

只今、使用貸借権の部 番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（委員一同）

はい。

（議長）

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(井川推進委員)

7月7日に岩村会長と共に代理人と現地で会い調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は以前から宅地として使用されていたため、今回始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

区長からの排水同意書の添付もあっております。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては4番松野隆委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

7月3日に宮本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用倉庫を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農用区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設の整備であることから、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について松野隆委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号３番につきましては８番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(８番委員)

７月６日に岩村会長、富永推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が小学校運動場及び駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第３種農地であり転用の見込みはありと思われる。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号３番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和3年第8回委員会の日時について申し上げます。次回は8月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員